

## 藤沢市法人立保育所特別経常費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市内において認可保育施設を設置運営する法人（以下「法人」という。）に対し、事業に要する経費を補助することにより、経営安定化及び入所児童の処遇の向上に資するため、藤沢市法人立保育所特別経常費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象は、法人が、藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）に基づく施設整備（修繕を含む。以下同じ。）又は設備整備をするために、独立行政法人福祉医療機構、年金福祉事業団又は神奈川県社会福祉協議会から借り入れた資金の約定返済元金とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の第1号及び第2号の規定により算出し、補助対象経費限度額は第3号に規定する。

(1) 当該年度約定返済元金は、同一工事等（設備整備を含む。）に係る借入金の約定返済元金が複数となる場合は、その合計額とする。ただし、借入金償還一部免除決定がある場合は、約定返済元金の合計額から当該免除額を控除した額とする。

(2) 補助金の額は、次の表に掲げる算出方法により算出した額とする。

借入契約の年度	補助額の算出方法
平成4年度から平成22年度までの借入契約にかかる借入金（創設等の場合）	当該年度約定返済元金合計額 × 3 / 4
平成4年度から平成22年度までの借入契約にかかる借入金 （施設整備等及び設備整備の場合）	当該年度約定返済元金合計額 補助対象経費限度額 × $\frac{\quad}{\quad}$ × 3 / 4 借入金元金全額
平成23年度以降の借入契約にかかる借入金（創設等の場合）	当該年度約定返済元金合計額 × 3 / 8
平成23年度以降の借入契約にかかる借入金 （施設整備等及び設備整備の場合）	当該年度約定返済元金合計額 補助対象経費限度額 × $\frac{\quad}{\quad}$ × 3 / 8 借入金元金全額

(3) 補助対象経費限度額は、次の表に掲げるとおりとする。

施設整備等の場合	総事業費(補助金等がある場合は、総事業費からそれらを控除した額)から100万円を控除した額と借入金を比較して少ない方の額
設備整備の場合	備品(1品の購入価格が50万円以上の場合を対象とする。)の購入価格(2品以上の場合はその合計額)と借入金を比較して少ない方の額

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助事業の範囲)

第4条 藤沢市保育所整備計画(ガイドライン)に基づく施設整備及び設備整備は、独立行政法人福祉医療機構、年金福祉事業団又は神奈川県社会福祉協議会からの借入時における事業計画に含まれている事業とし、その範囲は次の表に掲げるとおりとする。

対象工事	整備内容
施設整備	
創設	新たに施設を建設すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備(一部改築を含む。)をすること。
改築	既存定員の現在定員の増員を行わないで改築整備(一部改築を含む。)をすること。
内装改修(賃借型)	新たに施設を賃借し、内装を保育基準に改修すること。
設備整備・更新 (大規模修繕等)	<p>既存施設について、平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」による整備をすること。</p> <p>地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策として高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。</p> <p>① 給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事</p> <p>② その他必要と認められる上記に準ずる工事</p>

(補助金交付申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする法人は、藤沢市法人立保育所特別経常費補助金交付

申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 設置認可について認可された旨の通知又は変更について受理された旨の通知の写し
  - (2) 補助金に係る施設整備及び設備整備に要した費用の領収書の写し
  - (3) 借入金償還計画書の写し

（補助金交付決定）

第6条 前条の規定により、補助金交付の申請があった場合は、審査のうえ、適当と認めるものについては、藤沢市法人立保育所特別経常費補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

（変更交付申請）

第7条 補助金の交付決定を受けた法人は、既に交付の決定を受けた補助金の額に変更が生じる場合は、藤沢市法人立保育所特別経常費補助金変更交付申請書（第3号様式）に必要書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請があった場合は、審査のうえ、適当と認めるものについて、藤沢市法人立保育所特別経常費補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により通知する。

（補助金の交付時期）

第8条 補助金の交付時期は、第6条の規定により交付決定した年度の、次の各号に定める月とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りではない。

- (1) 4月分から6月分まで 6月
- (2) 7月分から9月分まで 9月
- (3) 10月分から12月分まで 12月
- (4) 1月分から3月分まで 3月

（事業完了届及び実績報告）

第9条 補助金の交付を受けた法人は、当該補助金交付年度の最終の借入金償還後に、藤沢市法人立保育所特別経常費補助金事業完了届兼事業実績報告書（第5号様式）に次に掲げる関係書類を添付し、当該年度末までに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（第6号様式）
- (2) 借入金償還金を返済したことを証する書類

- 2 補助金の交付を受けた法人は、最終の借入金償還後、借入先が発行した償還終了を証する書類の写しを市長に提出しなければならない。

(書類の整備)

第10条 補助金の交付を受けた法人は、当該支出及び収入に係る証拠書類を整備するとともに、当該補助の終了後5年間保管しておかなければならない。

(交付決定の取り消し)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた法人が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反した場合。
- (2) 書類の記載事項について事実と相違した場合。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合。
- (4) 第13条の規定による報告又は調査を拒否し、又は指示に従わない場合。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、取消しに係る部分について、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査等)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた法人に対して、必要があると認める場合は、執行状況等の報告を求め、又は職員を保育施設に立ち入らせ、執行状況等に係る帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 市長は、前項の報告又は実地調査に基づき必要がある場合は、適切な指示を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和8年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日改正)

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。